

千葉県告示第690号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和5年8月17日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
キッズハウスにこにこ 千葉県千葉市美浜区 真砂五丁目21-3 ユアサビル1F	NPO法人発達サポートまくはりママの家 千葉県千葉市花見川区幕張町五丁目408番地6メゾングランベルデ101号 理事長 内田 雅恵	令和5年 8月31日	1250102033	児童発達支援・放課後等デイサービス